

川崎市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第2章 役員

(役員の種別及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 幹事 10名程度
 - 四 会計監事 1名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
 - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 専門部会の設置に関すること。
 - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

(専門部会)

第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。

2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。

4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

(事務局)

第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 個人情報等

(秘密の保持)

第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第19条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、川崎市個人情報保護条例のほか関連する規定を準用する。

この場合において、「実施機関」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年5月22日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部
賃貸住宅事業者	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 川崎ロイヤル 株式会社 川崎市住宅供給公社 特定非営利活動法人 ピアたちばな 独立行政法人 都市再生機構 生活クラブ生活協同組合
法務省	横浜保護観察所
川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進室 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる